

令和4年度静岡市下水道事業会計補正予算（第5号）

△印は減

第1条 令和4年度下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（補正前）	（補正後）
（4） 主要な建設改良事業		
下水道整備事業	9,964,566千円	9,325,850千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決額）	（補正額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	下水道事業収益	22,352,838千円	△ 61,685千円	22,291,153千円
第1項	営業収益	16,397,915千円	△ 44,404千円	16,353,511千円
第2項	営業外収益	5,954,923千円	△ 17,281千円	5,937,642千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	21,744,600千円	△ 99,460千円	21,645,140千円
第1項	営業費用	19,697,535千円	△ 67,460千円	19,630,075千円
第2項	営業外費用	2,046,065千円	△ 32,000千円	2,014,065千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,783,208千円は、減債積立金2,213,131千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586,961千円及び当年度分損益勘定留保資金6,983,116千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,811,843千円は、減債積立金2,268,030千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額560,697千円及び当年度分損益勘定留保資金6,983,116千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収 入		
第1款	資 本 的 収 入	11,598,550 千円	△ 668,228 千円	10,930,322 千円
第1項	企 業 債	8,357,100 千円	△ 321,000 千円	8,036,100 千円
第3項	国庫(県)支出金	2,552,660 千円	△ 347,228 千円	2,205,432 千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出	21,381,758 千円	△ 639,593 千円	20,742,165 千円
第1項	建 設 改 良 費	10,020,758 千円	△ 639,593 千円	9,381,165 千円

第5条 予算第5条中の表中

「

川岸町・渋川地区浸水対策事業	令和5年度	220,000 千円
城北浄化センター№3・4 最終沈殿池機械設備改築工事	令和5年度	194,579 千円
城北浄化センター№3・4 最終沈殿池電気設備改築工事	令和5年度	30,861 千円
中島浄化センター汚水ポンプ機械設備改築工事	令和5～6年度	485,936 千円
中島浄化センター汚水ポンプ電気設備改築工事	令和5～6年度	239,192 千円
中島浄化センター№2-1・2-2 反応タンク設備改築工事	令和5年度	179,256 千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池機械設備改築工事	令和5年度	129,052 千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池電気設備改築工事	令和5年度	34,149 千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池土木改築工事	令和5年度	129,768 千円

を

」

「

川岸町・渋川地区浸水対策事業	令和5年度	220,000 千円
----------------	-------	------------

に

」

改める。

第6条 予算第6条に定めた企業債限度額「8,357,100 千円」を「8,036,100 千円」に改める。

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,571,628 千円	△ 95,687 千円	1,475,941 千円

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏